

# 通報訓練

※ この書類は、電話機付近の見やすい位置に貼っておくこと。

## ○通報訓練実施要領○

- ① 通報訓練前に32-6666にて「通信指令室」へ連絡し、実施可能か確認する。
- ② 実施可能なら、受話器を置いて「119」をダイヤルする。
- ③ 119のあと、「訓練火災」を必ず2回言うこと。

①	訓練火災、訓練火災		
②	建物概要	所在地	
③		名称	
④		電話番号	
⑤		出火場所	
⑥		その他	・逃げ遅れ発生状況 ・初期消火状況 ・通報者情報(氏名・住所・電話番号)

## ※消防訓練について(防火管理者が必要なところ)

集会場/飲食店 物品販売店 ホテル/病院 福祉施設 保育所 など	○	消火訓練・・・年2回以上実施することが義務
	○	通報訓練・・・年1回以上実施することが義務
	○	避難訓練・・・年2回以上実施することが義務

学校 工場/作業場 事務所 など	○	消火訓練・・・年1回以上実施すること
	○	通報訓練・・・年1回以上実施すること
	○	避難訓練・・・年1回以上実施すること

※ 訓練実施後は、「消防訓練実施通知書」にて報告してください。